

## 5. 費用の補助などがありますか？

次の制度があります。詳しくは障害福祉課障害福祉係または高齢福祉課高齢福祉係へお問い合わせください。

### 審判請求費用の助成

家庭裁判所に成年後見等開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から、費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

- 対象者  
本人で成年被後見人等になる予定の方（以下「審判対象者」といいます。）の申立人であって、審判対象者及び申立人のいずれもが、生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準（注2）内の方等
- 助成額  
住民票等の発行手数料、登記手数料、診断書手数料等、成年後見等開始の審判の申立てに要する費用
- 申請期間  
成年後見等開始の審判の確定日から起算して、60日以内です。
- 必要書類  
  - 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
  - 審判が確定したことの分かる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
  - 審判が確定した後に、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
  - 審判の請求に係る費用を支払ったことを証する書類（領収書、切手等返還書、鑑定費用保管金受領書等）
  - 助成対象者であることを確認できる書類

### 報酬費用の助成

収入や資産等の状況から、家庭裁判所の審判により決定した成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は、一部を助成します。

- 対象者  
成年被後見人等であって生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準（注2）内の方  
※成年後見人等が、成年被後見人等の配偶者及び4親等以内の親族は助成対象外です。
- 助成額  
  - 居宅の場合 1月当たり上限28,000円
  - 施設入所等の場合 1月当たり上限18,000円

ただし、報酬助成の対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の24か月分までとします（報酬費用助成の申請は、毎年家庭裁判所が報酬付与の決定をする都度申請できます）。
- 申請期間  
報酬付与の審判の確定日から起算して、60日以内です。
- 必要書類  
  - 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
  - 報酬付与の審判に係る審判書謄本の写し
  - 成年後見人等事務報告書の写し
  - 報酬付与の審判の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
  - 助成対象者であることを確認できる書類

#### （注2）収入・資産の基準…次のいずれにも該当する方

- 世帯の年間収入 【単身世帯】 150万円 【その他世帯】 世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- 世帯の預貯金等の額 【単身世帯】 350万円 【その他世帯】 世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

お問い合わせ先 福祉部 障害福祉課 障害福祉係 電話：0566-71-2225（直通）  
 高齢福祉課 高齢福祉係 電話：0566-71-2223（直通）

# 自分のために みんなの安心 成年後見制度



### 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方（以下「本人」といいます。）の財産管理、介護サービス利用契約、施設利用契約などを、後見人等が代わりに行うことにより、本人の権利を保護し、生活を支援する制度です。

<p>ざいさんかんり 財産管理</p> <p>大切な物を守ります</p> <p>本人の預貯金の管理や不動産の管理・保存・処分、権利証や通帳の保管などの財産に関することについての行為</p>	<p>しんじょうかんご 身上監護</p> <p>生活をサポートします</p> <p>介護・福祉サービスの利用手続きや費用の支払い、医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの契約行為</p>
--	---

# 1. 成年後見制度にはどのようなものがありますか？

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度	任意後見制度
判断能力が不十分になった場合に、本人、配偶者又は4親等内の親族が家庭裁判所(注1)に申立てをすることで、判断力の程度に応じて「後見人」、「保佐人」又は「補助人」となる成年後見人等を選任します。	将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、予め後見人を選任し契約しておく制度です。この契約は、公証役場において公正証書により締結します。

(注1) 安城市に在住の方は、岡崎の家庭裁判所(名古屋家庭裁判所岡崎支部)です。  
 なお、入院等で安城市外にいる場合は、その地区の管轄の裁判所で申立てをすることもあります。



# 4. 相談できる窓口はありますか？

## ■ 認知症の困りごとや不安について

**地域包括支援センター (中学校区別) 高齢の方**

地域で暮らす高齢者の生活を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。関係機関との連携を図りながら高齢者の皆様の暮らしを支えます。

東山	地域包括支援センターさとまち	電話：0566-96-3512
安城北	地域包括支援センター中部	電話：0566-71-0077
篠目	地域包括支援センター八千代	電話：0566-97-8069
安城南	地域包括支援センター更生	電話：0566-77-9948
安祥	地域包括支援センター松井	電話：0566-55-5355
安城西	地域包括支援センターあんのん館	電話：0566-71-3173
明祥	地域包括支援センターひがしばた	電話：0566-73-8210
桜井	地域包括支援センター小川の里	電話：0566-73-3535

↓こちらをご覧ください

## ■ 障害のある方の日常生活に関する相談

**安城市障害相談支援事業所「ふれあいサービスセンター」 障害のある方**

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか地域の相談・支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的にを行います。

安城市社会福祉協議会 総務課 障がい支援係 電話：0566-77-3121 F A X：0566-73-0437

# 2. どんな人が成年後見人等を選任されますか？

成年後見人等には、

- ① 配偶者など本人の親族
- ② 弁護士、司法書士などの法律の専門家
- ③ 社会福祉士などの福祉の専門家
- ④ その他の第三者
- ⑤ 社会福祉協議会、その他の法人

成年後見人等は、本人の状況から最も適任な方を家庭裁判所が決定します。

# 3. 成年後見人等が決まるまでの流れは？



費用は印紙代等で1万円程度  
 ※鑑定が必要な場合は別途1~10万円程度必要になります。

## ■ 成年後見制度について

**安城市後見支援センター**

社会福祉法人安城市社会福祉協議会が、令和4年4月1日より安城市から委託を受けて運営しています。  
 成年後見制度を適切に利用できるように、さまざまな活動・支援を行います。また、法律専門職による成年後見制度に関する相談会や啓発活動も行っていきます。  
 ※既に他の相談機関(地域包括支援センター等)の相談員が関わっている場合は、一度そちらとお話してご相談ください。

〒446-0046 安城市赤松町大北78番地4 社会福祉会館  
 安城市社会福祉協議会 総務課生活相談係  
 電話：0566-77-0284 F A X：0566-73-0437  
 会館時間：火曜～土曜 8:30～17:15  
 休館日：日曜、月曜(祝日と重なった場合は翌日)、祝日、年末年始

**日本司法支援センター (法テラス三河)**

〒444-8515  
 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎(南棟)1階  
 電話：0570-078342  
 (IP電話の場合：050-3383-5465)

**公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部**

〒456-0018  
 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号  
 愛知県司法書士会館内  
 電話：052-683-6696